

薩摩川内市環境保全条例を制定しました。

より良い環境を 未来へつなごう!

近年では、かつての産業型公害がある程度沈静化してきた一方で、環境問題は多様化し、日常生活や身近な事業活動に対する苦情（トラブル）、また、地球温暖化や生物多様性の損失といった地球環境問題へと広がりを見せています。

本市では、これらの環境問題に対応するため、旧川内市が昭和 49 年に制定した公害防止条例の主旨を継承し、現在の環境保全対策を盛り込んだ市内全域を対象とする新たな条例を、平成 25 年 4 月 1 日から施行しています。

条例の目的

薩摩川内市環境基本条例の基本理念にのっとり、環境への負荷の低減を図るための規制及び効果的な地球環境保全の対策を定めることにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

主な施策

<環境保全協定の締結>

市は、環境への負荷の低減を図るため必要があると認めるとき、事業者^{*}に環境保全協定の締結を求めます。事業者は、これに応じなければなりません。

※ある程度規模の大きい工場・事業場であって、大気汚染や水質汚濁などのおそれがある場合を想定しています。

<要保全施設に関する規制>

「要保全施設」とは・・・

工場・事業場に設置される施設のうち、ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動若しくは悪臭を発生し、又は排出する施設であって、特に保全する必要があると認めるものをいいます。

旧川内市の公害防止条例では「指定施設」といいましたが、この条例では「要保全施設」といいます。

要保全施設を設置する事業者は、市への届出が必要です。

お問い合わせ先

薩摩川内市役所 環境課

電話:0996-23-5111

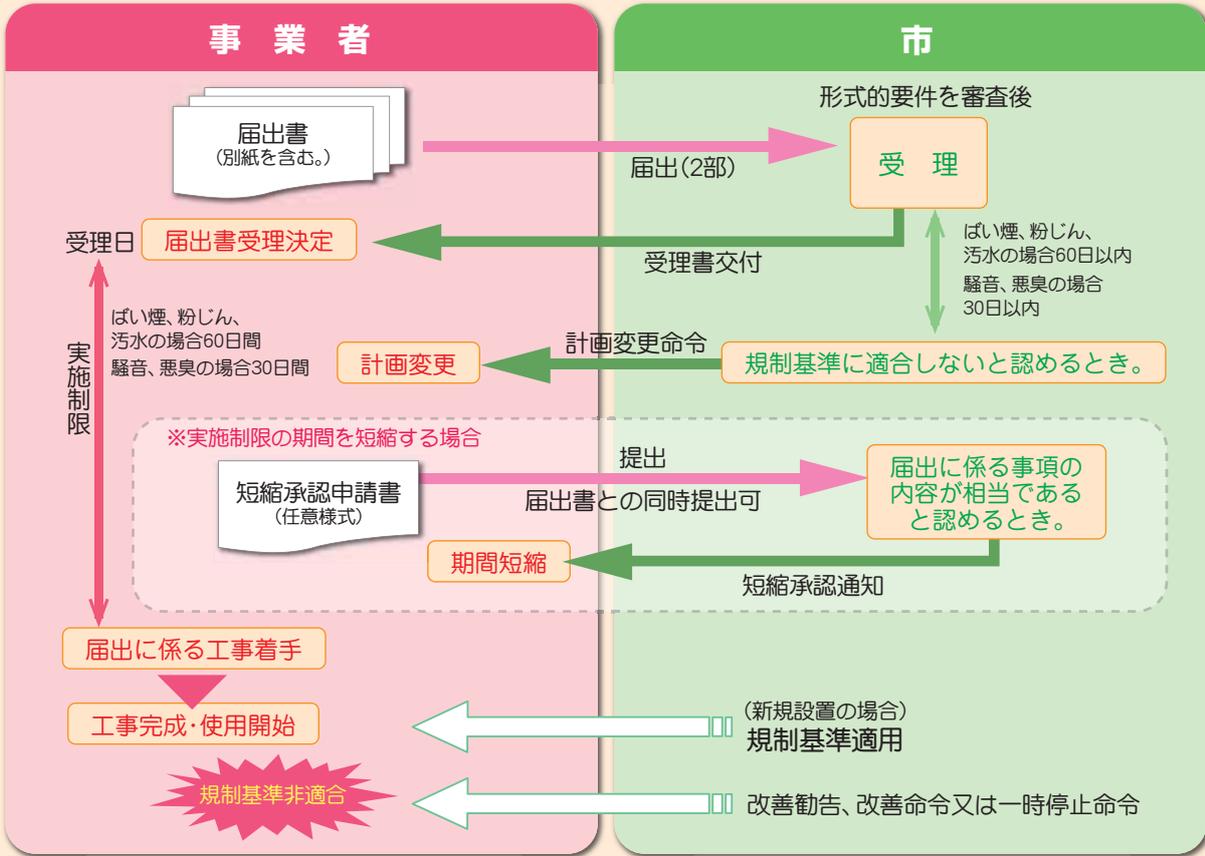
FAX:0996-20-5570

e-mail: life-env@city.satsumasendai.lg.jp

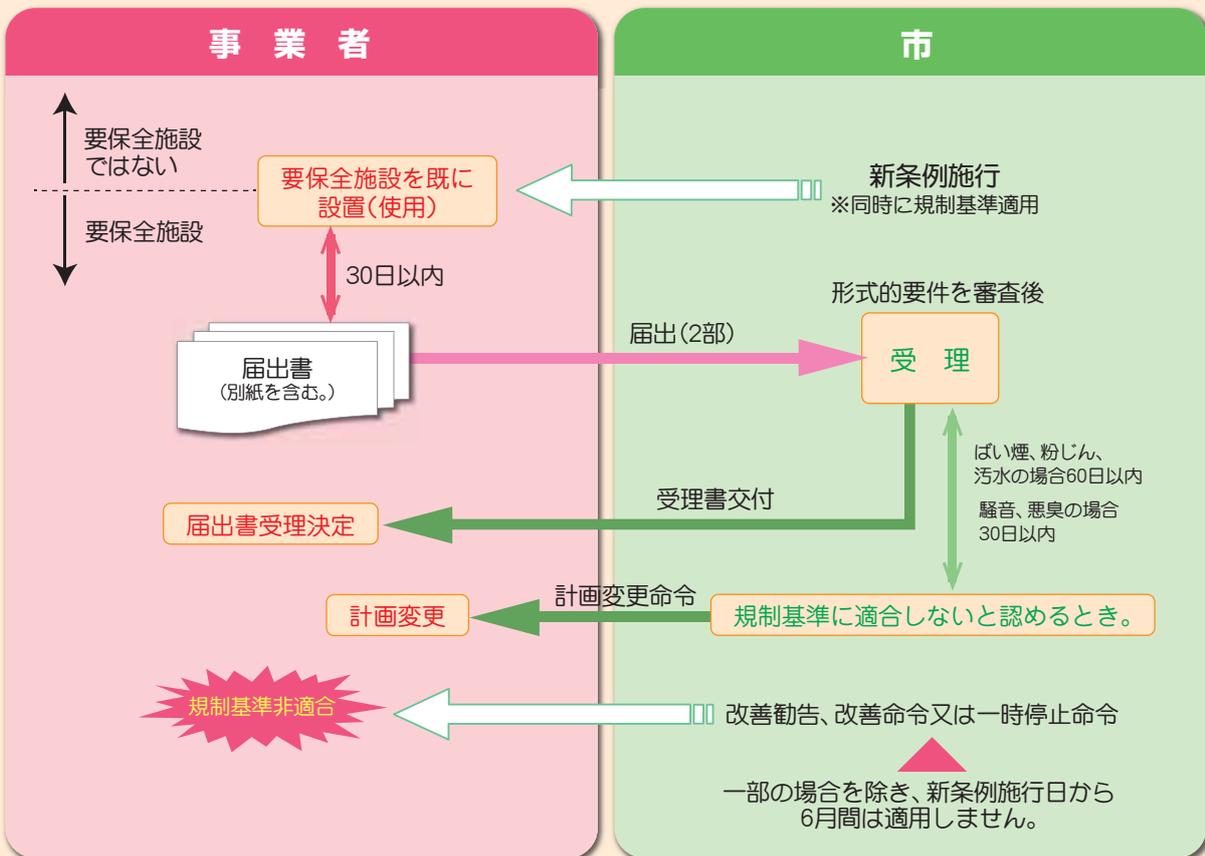


届出制度の概要

(1) 平成25年4月1日以降に要保全施設を設置・構造等変更する場合



(2) この条例で届出が必要になる施設を平成25年4月1日以前から有し、そのまま使用する場合



※規制基準については、本庁環境課までお問い合わせください。

1 届出が必要な施設(ばい煙)

施設の種類	規模要件	施設の例
ボイラー	燃料の燃焼能力重油換算50L/h未滿かつ伝熱面積8㎡未滿のものが2基以上あって、その伝熱面積合計8㎡以上	

※上記以外のボイラーについては、その規模等により、大気汚染防止法又は鹿児島県公害防止条例（以下「県条例」という。）による規制が適用されることがあります。

2 届出が必要な施設(粉じん)

施設の種類	規模要件	施設の例
鉱物又は土石の堆積場	面積300㎡以上500㎡未滿	 木材チップ又は木粉の堆積場
ベルトコンベア（鉱物・土石運搬用）	ベルト幅30cm以上75cm未滿	
ベルトコンベア（セメント運搬用）	ベルト幅30cm以上60cm未滿	
木材チップ又は木粉の堆積場	面積150㎡以上300㎡未滿	
木材チップ・木粉堆積用の吐出施設	送風機の原動機定格出力3.75kW以上	
製材用の帯のこ盤又は丸のこ盤	原動機定格出力7.5kW以上	

※上記施設の規模要件に「～未滿」とあるものは、その規模により、大気汚染防止法又は県条例による規制が適用されることがあります。

3 届出が必要な施設(汚水)

施設の種類	規模等要件	施設の例
水産食料品製造工場	鮮魚(単に冷凍されたものを含む。)を仕入れて加工するもの。鮮魚小売店は除く。	 内水面養殖場
内水面養殖場	養殖池総面積 1,000㎡以上	
碎石場	水洗式破碎施設又は水洗式分別施設を有するものを除く。	 ガソリンスタンド
石材加工場	動力切断機又は動力研磨機を有するもの	
ガソリンスタンド	自動式車両洗浄施設を有するものを除く。	
自動車整備工場	屋内・屋外の作業場面積合計 100㎡以上 300㎡未滿	
機械修理工場	屋内・屋外の作業場面積合計 100㎡以上	

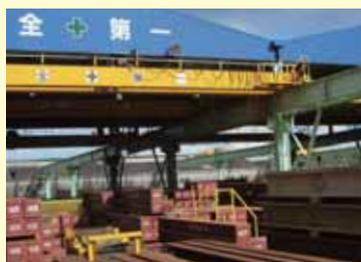
※上記施設の規模等要件を満たさない場合でも、水質汚濁防止法又は県条例による規制が適用されることがあります。

4 届出が必要な施設(騒音)

用途区分	施設の種類	規模等要件
金属製品製造・加工用の施設	機械プレス	呼び加圧能力 147kN 以上 294kN 未満
	切断機	といしを用いるもの及び移動式のを除く。
	やすり目立機又はのこ目立機	動力を用いるもの
	旋盤、フライス盤、平削盤又は形削盤	全てのもの
	乾式研磨機	移動式のを除く。
工場・事業場に設置する施設	空気圧縮機又は送風機	原動機定格出力3.75kW以上7.5kW未満 ※この条例では、クーリングタワーに付随する送風機を除く。
	冷凍機	原動機定格出力3.75kW以上
	走行クレーン	原動機定格出力合計7.5kW以上
	クーリングタワー	付随する送風機の原動機定格出力7.5kW未満、かつ冷却水冷却能力10m ³ /h以上
	自動式車両洗浄施設	全てのもの
土石・鉱物の粉碎・ふるい分用の施設	破碎機、摩砕機、ふるい分機又は分級機	原動機定格出力7.5kW未満が2基以上、かつその定格出力合計7.5kW以上
繊維製品製造用の施設	動力打綿機(混打綿機を含む。)又は製綿施設	全てのもの
建設用資材製造用の施設	コンクリートブロックマシン、コンクリート管製造施設又はコンクリート柱製造施設	動力を用いるもの
木材・竹材加工用の施設	帯のこ盤又は丸のこ盤	製材用：原動機定格出力7.5kW以上15kW未満 木工・竹材加工用：原動機定格出力1.5kW以上2.25kW未満
	かな盤	原動機定格出力1.5kW以上2.25kW未満
紙加工用の施設	コルゲートマシン又は紙工機械	全てのもの
物の製造・加工・選別用の施設	ダイカストマシン又はオシレートコンベア	全てのもの
石材加工用の施設	石材引割機	全てのもの

※上記施設の規模等要件を満たさない場合でも、騒音規制法による規制が適用されることがあります。
※騒音規制法に基づく特定施設を有する工場・事業場の場合、この条例に基づく届出は不要とします。

施設の例



▲ 走行クレーン



▲ クーリングタワー



◀ 空気圧縮機

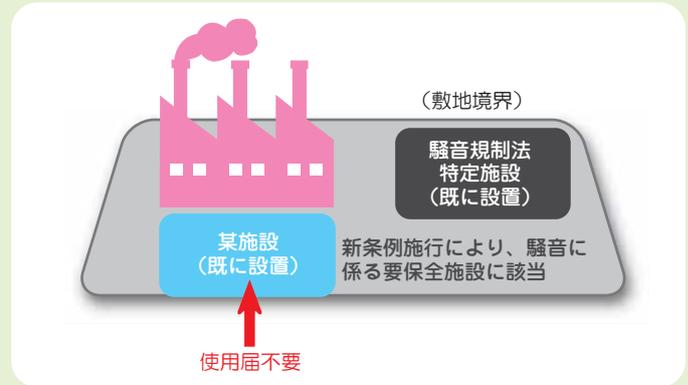
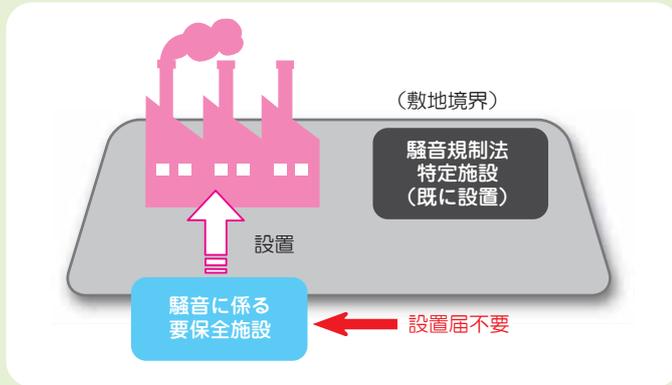


▲ 帯のこ盤

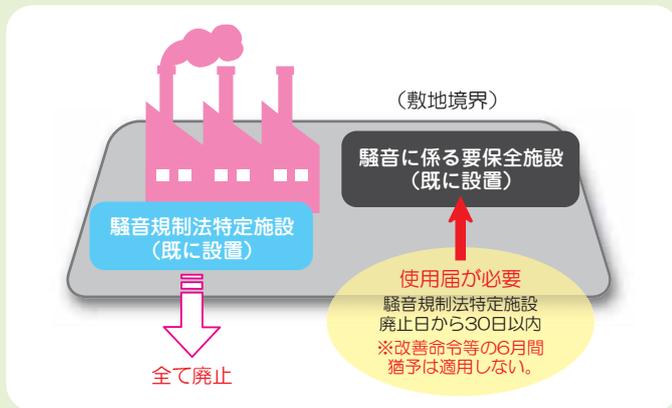
騒音規制法特定施設を有する場合の特例

騒音規制法に基づく特定施設を有する工場・事業場の場合、次のような特例があります。

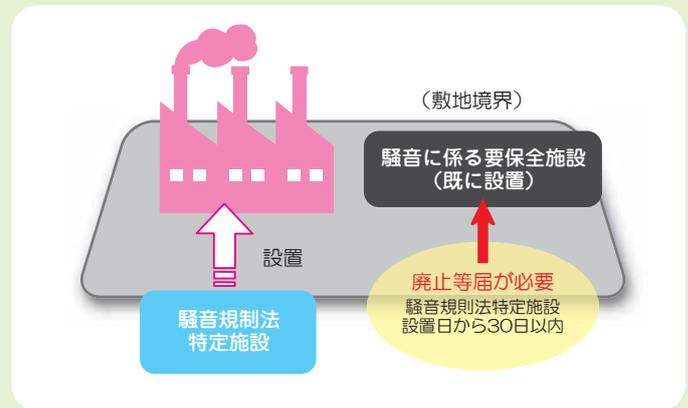
- (1) 騒音規制法特定施設を有する者が、同一工場・事業場内に騒音に係る要保全施設を設置する場合
- (2) 騒音規制法特定施設を有する者が、同一工場・事業場内に騒音に係る要保全施設を設置している場合



- (3) 騒音に係る要保全施設を有する者が、同一工場・事業場内に設置されている騒音規制法特定施設の全てを廃止した場合



- (4) 騒音に係る要保全施設を有する者が、同一工場・事業場内に騒音規制法特定施設を設置した場合



5 届出が必要な施設(悪臭)

施設の種類	規模要件
獣畜・魚介類・鳥類の臓器・骨皮・羽毛等を原料とする飼料・肥料製造用の原料置場、蒸解施設又は乾燥施設	全てのもの
菌体かす(焼酎かす・酒かすなど)・でん粉かすを主原料とする飼料・肥料製造用の原料置場又は乾燥施設	
パルプ・紙製造用の蒸解施設又は薬液回収施設	
鶏ふん乾燥業の鶏ふん乾燥施設	

6 事故時の措置 (要保全施設設置の有無に関わらず、全ての工場・事業場が対象)

工場・事業場における事故、破損その他のトラブル(天災を含む。)により、その工場・事業場から発生し、又は排出するばい煙や汚水等によって、人の健康又は周辺の生活環境に被害が生じたとき、又は被害を及ぼすおそれがあると認める場合は、直ちにその事故について応急措置を講ずるとともに、事故の復旧に努めなければなりません。

また、上記のような事故等が発生した場合は、速やかにその状況や応急措置の概要等を市に報告してください。

※事故等の連絡は、本庁環境課まで



7 深夜営業(騒音)の規制

(1) 対象となる営業

- ア 鹿児島県公衆浴場法施行条例に規定する特殊公衆浴場営業
- イ ボウリング場営業
- ウ ゴルフ練習場営業
- エ 自動車駐車場営業
- オ バッティングセンター営業

(2) 規制時間帯

午後10時から翌日の午前6時まで(騒音規制法に基づく夜間の時間帯と同じ。)

いわゆる「音の大きさ」を規制するものであって、営業時間を制限するものではありません。
なお、食品衛生法施行令に規定する飲食店営業と喫茶店営業については、市内全域において県条例による規制が適用されています。この条例が施行された後も、その適用は継続します。

※規制基準については、本庁環境課までお問い合わせください。

8 拡声機使用の制限

(1) 制限する区域

次に掲げる区域内においては、**商業宣伝を目的として**拡声機を使用してはいけません。ただし、(3)に掲げる事項を遵守して、自動車による等移動しながら使用する場合を除きます。

- ア 都市計画用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域
- イ 学校、図書館、児童福祉施設、病院又は診療所の敷地の周囲100m以内

(2) 航空機利用の制限

(1)に掲げる区域内に限らず、航空機から機外に向けて、**商業宣伝を目的として**拡声機を使用してはいけません。ただし、次に掲げる事項を遵守すれば、使用することができます。

- ア 午後5時から翌日の午前9時までは使用しない。
- イ 音量は原則として、地上概ね1mの位置において90%レンジの上端値で75dBを超えない。
- ウ 同一地域の上空で3回以上繰り返し放送しない。
- エ 音楽を放送しない。

(3) 全般的遵守事項

(1)に掲げる区域内に限らず、**商業宣伝を目的として**拡声機を使用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- ア 午後8時から翌日の午前8時までは使用しない。
- イ 1回10分以内とし、15分以上の休止時間を置く。(移動しながら使用する場合を除く。)
- ウ 他の拡声機と50m以上の間隔を置く。
- エ 地上8m以上の高さで使用しない。(航空機放送を除く。)
- オ 音量は、音源直下から30mの距離において90%レンジの上端値で75dBを超えない。

9 生活排水対策

(1) 市の施策 ※地域の特殊性に応じて、必要な施策を講じます。

- ア 公共下水道その他の集合処理施設の整備
- イ 合併処理浄化槽の普及推進
- ウ 生活排水対策の啓発
- エ その他市長が必要と認めること。

(2) 排出者の努力

- ア 調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行う。
- イ 合併処理浄化槽を設置して排出する。(公共下水道その他の集合処理施設が供用されている場合を除く。)
- ウ 合併処理浄化槽が有効に機能するよう、適正な維持管理を行う。

10 地球環境保全に関する取組み

効果的な地球環境保全の取組みを推進するため、市民・事業者の皆さんが努めるべき事項として、次のことを規定しています。

- (1) 事業活動に伴う温室効果ガスの計画的な排出抑制に努める。
- (2) 日常生活におけるエネルギーの使用の合理化に取り組み、適切な緑化及び森林の保全に努める。
- (3) 公共交通機関や自転車等による移動、又はエコドライブに努める。
- (4) エコマーク等の認証を受けた環境物品等の購入に努める。
- (5) エネルギーの消費がより少ない機器等の選択に努める。
- (6) 市内で生産された農林水産物等を優先的に消費するよう努める。
- (7) オゾン層破壊物質の排出又は漏出の防止に努める。
- (8) 希少野生動植物の保護に取り組み、絶滅危惧種等の状態の維持又は回復に努める。